

議案第61号

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年6月13日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例

つくば市体育施設条例（平成3年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項の許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

第6条第2項中「は、前納」を「の納入の時期は、当該施設等の使用許可を受けた時」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、体育施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可に関すること。
- (2) 利用料金の徴収及び減免に関すること。

(3) 使用許可の取消し若しくはその効力の停止，使用の制限又は原状回復若しくは退去の命令に関すること。

(4) 体育施設の維持管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が体育施設の管理上必要と認める業務に関すること。

3 指定管理者が行う体育施設の管理の基準は，次のとおりとする。

(1) 関係法令及び条例の規定を順守し，適正な管理を行うこと。

(2) 体育施設の利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 体育施設の維持管理を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して知り得た個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか，別途市長が定める管理に関する基準を満たすこと。

4 第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については，次の表の第1欄に掲げる規定中同表第2欄に掲げる字句は，それぞれ同表第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第4条第1項	市長	指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者であって同項の規定により体育施設の管理を行わせるものをいう。同条を除き，以下同じ。）
第4条第2項及び第5条	市長	指定管理者
第6条の見出し	使用料	利用料金
第6条第1項	別表第2に定める使用料	別表第2に定める額の範囲内において，市長の承認を得て指定管理者が定める額の当該施設等

		の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）
第6条第2項	使用料	利用料金
第7条の見出し	使用料の減免	利用料金の減免
第7条第1項各号列記以外の部分	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第7条第1項第1号	市,	市, 指定管理者,
第7条第2項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第8条の見出し	使用料の不返還	利用料金の不返還
第8条	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第9条第1項及び第2項並びに第11条	市長	指定管理者

- 5 前項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定に基づき徴収する利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

つくば市体育施設条例（平成3年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条－第3条（略） （使用の許可）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 市長は、体育施設の管理のため必要な範囲内で、前項の許可（以下「<u>使用許可</u>」<u>という。</u>）に条件を付することができる。</p> <p>第5条（略） （使用料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 <u>使用料の納入の時期は、当該施設等の使用許可を受けた時とする。</u></p> <p>第7条－第11条（略） （<u>指定管理者による管理</u>）</p> <p><u>第12条 市長は、体育施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。） に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 使用許可に関すること。</u></p> <p><u>(2) 利用料金の徴収及び減免に関すること。</u></p> <p><u>(3) 使用許可の取消し若しくはその効力の停止、使用の制限又は原状回復若しくは退去の命令に関すること。</u></p> <p><u>(4) 体育施設の維持管理に関すること。</u></p>	<p>第1条－第3条（略） （使用の許可）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 市長は、体育施設の管理のため必要な範囲内で、前項の許可 _____ _____に条件を付することができる。</p> <p>第5条（略） （使用料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 使用料は、<u>前納</u> _____とする。</p> <p>第7条－第11条（略）</p>

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が体育施設の管理上必要と認める業務に関すること。

3 指定管理者が行う体育施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 関係法令及び条例の規定を順守し、適正な管理を行うこと。

(2) 体育施設の利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 体育施設の維持管理を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して知り得た個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこと。

4 第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第1欄</u>	<u>第2欄</u>	<u>第3欄</u>
<u>第4条第1項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者であつて同項の規定により体育施設の管理を行わせるものをいう。同条を除き、以下同じ。）</u>
<u>第4条第2項及び第5条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
<u>第6条の見出し</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第6条第1項</u>	<u>別表第2に定める使用料</u>	<u>別表第2に定める額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額の当該施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>
<u>第6条第2項</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>

<u>第7条の見出し</u>	<u>使用料の減免</u>	<u>利用料金の減免</u>
<u>第7条第1項各号列記以外の部分</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第7条第1項第1号</u>	<u>市,</u>	<u>市, 指定管理者,</u>
<u>第7条第2項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第8条の見出し</u>	<u>使用料の不返還</u>	<u>利用料金の不返還</u>
<u>第8条</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
<u>第9条第1項及び第2項並びに第11条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>

5 前項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定に基づき徴収する利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

第13条 (略)

第12条 (略)